平成２４年（フ）第１２７２７号
東京都大田区羽田１丁目５－７
債務者　桂　　哲也
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７２８号
埼玉県川口市芝樋ノ爪１丁目５－３　西松建設蕨独身寮管理人室
債務者　星野　明子（旧姓舘野）
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７２９号
東京都新宿区中落合４丁目13－１－106
債務者　辻　　健治
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７３３号
千葉県成田市松子154
債務者　田村　　薫
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７３４号
東京都江戸川区北葛西１丁目３－46－202
債務者　森田登美子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７４３号
東京都練馬区貫井１丁目29－10－611
債務者　松永　博夫
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２７４５号
東京都豊島区南大塚２丁目14－10　谷田方103号
債務者　飯島　　昇
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月25日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２０３号
神奈川県大和市中央林間４丁目26番16号　ファーストクラス中央林間506号
債務者　二村　武寛
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２２１１号
横浜市中区矢口台30番地　矢口台マンション21号
債務者　石井　美隆
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月26日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４号
長野県小諸市大字柏木199番地８　レオネクストソレイユ105号
債務者　青木　祐二
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月23日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第９６２５号
神奈川県川崎市多摩区菅城下18－24－301
債務者　新里　紘子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１３０６号
東京都杉並区高井戸東４丁目20－24－101
債務者　百瀬　健児
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４７０号
東京都北区滝野川３丁目60－４
債務者　井上　由貴
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１４９０号
東京都足立区大谷田３丁目12－23－1024、住民票上の住所東京都台東区池之端２丁目１－15　岡方
債務者　本間ちぐさ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１１５８２号
東京都江戸川区興宮町11－16－103
債務者　石山　太一
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月10日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２０７号
沖縄県沖縄市胡屋７丁目１番18号
債務者　知念　ミヨ
1　決定年月日時　平成24年10月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部